

平成 18 年 5 月 17 日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号 8604
東証・大証・名証第一部

ストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 102 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションの概要

発行する新株予約権（以下「本件新株予約権」といいます。）は 2 種類であります。

一つは、新株予約権の発行時点における「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を、時価を基準として決定するもの（以下「ストック・オプション A プラン」といいます。）であります。

他の一つは、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を、時価を下回る金額（1 株当たり 1 円）とするもの（以下「ストック・オプション B プラン」といいます。）であります。ストック・オプション B プランは、現金報酬の一部に替えて当該新株予約権を付与することにより現金報酬の支払いを抑制することを可能とし、また付与後一定の権利行使制限期間を設定することにより報酬の延払い的な取扱いを可能とするものであります。経済的には、譲渡制限付株式を付与することと同様の効果をもたらすことができます。なお、権利行使制限期間は、原則として 2 年以上を想定しております。

2. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で当社の取締役、執行役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人に対して、下記要領に定める 2 種類の新株予約権を発行するものであります。

3. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

- (1) ストック・オプション A プランに係る新株予約権の数の上限
25,000 個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより発行または移転される株式の総数は、当社普通株式 250 万株を上限とします。ただし、後述の 5.(1) 1) の規定に従い、株式の数の調整が行われた場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

- (2) ストック・オプション B プランに係る新株予約権の数の上限
75,000 個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより発行または移転される株式の総数は、当社普通株式 750 万株を上限とします。ただし、後述の 5.(2) 1) の規定に従い、株式の数の調整が行われた場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

なお、上記のストック・オプション A プラン及びストック・オプション B プランに係る新株予約権の数の上限には、当社の取締役及び執行役に対して株式関連報酬として付与される新株予約権の個数を含みます。

4. 本件新株予約権については、金銭の払込みを要しないこととします。

5. 本件新株予約権の内容

- (1) ストック・オプション A プランに係る新株予約権の内容

1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（「対象株式数」といいます。）は当社普通株式 100 株とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により対象株式数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行または当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除きます。）または当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の発行を行う場合は、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、2)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができますものとします。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより発行または移転される株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）に対象株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または発行日における株式会社東京証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とします。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行または当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除きます。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができますものとします。

3) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日から7年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定します。

4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1年未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしします。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額としします。

5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしします。

6) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとしします。

7) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとしします。

8) その他新株予約権の行使の条件

(イ) 各新株予約権の一部行使はできないものとしします。

(ロ) その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとしします。

(2) ストック・オプションBプランに係る新株予約権の内容

1) 新株予約権の目的である株式の数

対象株式数は当社普通株式100株としします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により対象株式数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとします。

2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
行使価額は1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とします。

3)新株予約権の行使期間～8)その他の新株予約権の行使の条件については、ストック・オプションAプランと同じです。

以上